

取り組みをさらに推進するため、紙・プラスチック製容器包装等の分別収集を、モデル実施から本格実施に向けた取り組みを全市で推進します。

● 市民や事業者の理解と協力を得ながら5R運動を推進し、資源循環型の生活意識の高揚や普及・定着化を図ります。

(2) 自然や歴史文化と調和した住環境をつくる

① 安全でおいしい水を安定供給する

● 市内の水道施設を早期に一体化することにより、将来にわたり安定した良質で安全・安心な水の供給体制の確立、災害に強い供給施設の整備に努めます。また、本年度も石綿管等の更新工事を計画的に実施するとともに、今年度より緊急連絡管整備事業を実施します。また、水源池や浄水場の機械・装置も計画的に改修していきます。

② 憩いとやすらぎの快適空間をつくる

● 美しい自然環境を守り育てるため、道路・公園・河川においてアダプト制度、クリーン作戦、花と緑のまちづくり運動等を奨励し、市民・事業者・行政が一体となった環境保全と快適空間の創造に努めます。特に、本年度から「花いっぱい」の美しい朝来市づくり」を全市規模に拡大充実するため、仮称「花いっぱい」の美しい朝来市づくり事業助成要綱」を創設し、支所ごとに花づくり組織の育成に努めます。

● 地域住民の憩いの場、交流の場として都市公園、児童公園及びその他公園の整備と適切な管理に努めます。

● 貴重な歴史文化遺産が点在する「竹田地区」「口銀谷地区」の街なみについて、

中世・近代を偲ばせる建物改修にあたって修景整備の助成を行います。「和田山駅前地区」では、鉄道機関庫をイメージした「レンガ調」の街なみを創出するため、修景助成を行います。

③ 定住を促す生活環境を創出する

● 定住促進対策として、他市町からの転入者及び世帯分離した者を対象に、住宅を新築される者または民間賃貸住宅に入居される者等に補助を行い、定住人口の増加に努めます。また、愛タウン・立野団地の分譲宅地の販売促進に努めるとともに、新たに山東町地内に住宅団地の整備を進める一方、公社の弥生が丘団地、労金城南台等の販売促進支援をします。

(3) 市民の安全な暮らしを確保する

① 消防・救急・救助体制を充実する

● 複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応するため、「高機能消防指令センター」の円滑な運用と活用を努めるとともに、救急自動車を増車し、市民が安心して暮らせる朝来市を目指します。

● 防災意識の高揚と地域ぐるみ防災体制の充実に努めるとともに、消防本部、消防団及び関係機関並びに地域との連携強化に努め、被害の軽減に努めます。

● 住宅用火災警報器等設置について積極的な広報を行い、新築住宅はもとより既存住宅の警報器等の設置促進を図り、火災による死者「0」を目指します。

② 交通事故や犯罪防止に努める

● 「安全で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づき、市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の普及に努めることにより、安全・安心なまちづくりを進めます。

● 地域における自主的な防犯グループの活動や子ども・高齢者等の見守り、声かけなどを行う地域ぐるみ防犯運動を支援します。

● 交通安全施設整備を進めるとともに交通安全教育・啓発活動を推進することにより、交通事故防止を図ります。

③ 災害に強いまちづくりを進める

● 非常備消防については、団員の確保対策に取り組むとともに、引き続き消防車両の更新、防火水槽の設置等を行い、消防施設・装備の充実強化に努めます。また、道路改良事業に関連し、移転が必要な和田山支団第8分団消防機庫の新築整備を行います。

● 防災対策については、地域防災力向上のため、自主防災組織の育成・強化を図るとともに、災害時における高齢者や障害者等の支援策について検討します。



2 住む人・来る人 心ときめくまちづくり

(1) 土地を有効に利用し、住みよい生活環境整備を進める

● ① 土地の秩序ある利用と保全に努める
土地は市民の貴重な財産であり、諸

活動の基盤です。その保全と計画的土地利用を促すため、県営地籍調査事業を積極的に推進します。

● 町なみ環境整備事業やまちづくり交付金事業等により、地域の特性・景観に配慮したまちづくりを推進し、地域の歴史的資源と観光資源を生かした総合的なまちづくりを進めます。

● 急傾斜地崩壊対策事業については、県が実施する生野町口銀谷、和田山町枚田、山東町大内・田ノ口、新井などの事業推進を図り、危険区域の安全確保に努めます。

● 治山・治水対策として、国・県による治山・砂防事業を関係地域と連携し進めます。

● 与布土ダムは、生活用水確保のほか、洪水調節機能を持つ重要な防災施設であり、事業の早期完了を目指し、県と連携を図りながら円滑な整備促進に努めます。

● 円山川河川改修事業及び市内河川改修については、国・県等関係機関への要請活動を行い早期整備に努めます。

② 計画的な都市機能整備を進める

● 全市的な視点に立った都市機能整備と地区拠点作りの指針となる新たな都市計画マスタープランの作成を検討します。

● 立ノ原、枚田地区等の国道312号沿線における商工業地・宅地化等の進展に併せて、汚水・雨水排水対策等を計画的に進め、適切な新市街地形成に備えます。

● 駅南土地区画整理事業をはじめとする都市計画事業を推進し、都市計画道路・公園・水路等社会資本整備の充実を図り、安全・安心・快適な新市街地形成に努めます。